

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年2月27日
【発行者の名称】	株式会社エス・エム・エス・データテック (SMS Data Tech Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 松原 哲朗
【本店の所在の場所】	東京都中央区明石町8-1 聖路加タワー29F
【電話番号】	03-6222-0831 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 桐 義一
【担当J-Adviserの名称】	Jトラストグローバル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢田 耕一
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿4-20-3
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.jtg-sec.co.jp/
【電話番号】	03-4560-0200
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7-1
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社エス・エム・エス・データテック https://www.sms-datatech.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第25期 (中間)	第26期 (中間)	第24期	第25期
決算年月	2024年11月	2025年11月	2024年5月	2025年5月
売上高 (千円)	2,698,661	3,069,898	5,138,434	5,663,627
経常利益 (千円)	99,702	48,984	171,204	115,681
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益 (千円)	61,705	37,221	114,481	76,315
中間包括利益又は包括利益 (千円)	60,697	35,798	132,262	85,081
純資産額 (千円)	894,127	954,309	833,429	918,510
総資産額 (千円)	2,968,745	3,197,241	2,439,553	3,260,320
1株当たり純資産額 (円)	1,375.58	1,468.17	1,282.20	1,413.09
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-
1株当たり中間(当期)純 利益 (円)	94.93	57.26	176.43	117.41
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	30.1	29.8	34.2	28.2
自己資本利益率 (%)	7.1	4.0	15.1	8.7
株価収益率 (倍)	-	23.6	-	11.5
配当性向 (%)	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	77,615	196,761	190,613	51,172
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,272	△144,258	1,527	△91,583
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	189,954	△450,477	△220,092	641,554
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (千円)	2,067,283	2,016,338	1,800,986	2,402,130
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	536 (0)	607 (0)	554 (0)	587 (0)

- (注) 1. 当社は、第25期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 株価収益率については、第25期(中間)時点では当社株式が非上場であったため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 1株当たり配当額および配当性向については、無配のため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
6. 第24期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第25期及び第26期の中間連結財務諸表、第25期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、RSM清和監査法人の監査を受けております。
7. 2024年9月10日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、株式会社ZEALOTの全株式を取得し子会社化したため、同社を連結の範囲に含めております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年11月30日現在

事業	従業員数（人）
システム開発本部	169
ソリューションサービス本部	363
営業推進本部	17
事業開発室	19
管理本部	19
経営企画部	1
内部監査室	3
工場DX部	1
連結子会社	15
合計	607

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、含まれない。
2. 営業推進本部、事業開発室は子会社への出向社員を含む。

(2) 発行者の状況

2025年11月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
592 (0)	34.7	7.8	4,662

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社は当事業年度中に入社した従業員数が多いことから、平均年間給与は、期末日時点の各従業員の月給を年間換算した金額に賞与実績等を加えて算定しております。
3. 当社は情報サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、米国の新たな関税政策や、ウクライナ紛争の長期化、中東情勢や中国との関係悪化に伴う地政学的リスクの高まりなどにより、国際情勢は先行き不透明な状況が続いております。一方で、積極財政による持続的な国内景気拡大が期待されており、企業を取り巻く経営環境は大きく変化する状況が継続しています。このような経済環境のもと、企業の業務効率化や生産性向上への需要は高く、生成AI等の先端技術を活用したDX推進は一段と加速しています。情報サービス業界においては、企業の人手不足や業務の効率化への対応を目的としたシステム関連投資が継続しており、エンジニア需要は高水準で堅調に推移しました。

このような事業環境のもと、当社グループは、エンジニア教育やキャリア採用に注力するとともに、顧客の多様なニーズに対応するべく、グループ全体の競争力強化を目的としたM&Aを継続して取り組み、企業のDX推進を支援してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間における売上高は3,069,898千円（前年同期比13.8%増）、営業利益は52,306千円（同48.7%減）、経常利益は48,984千円（同50.9%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は37,221千円（同39.7%減）となりました。

また、当社グループは情報サービス業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の中間期末残高は、2,016,338千円となり、前連結会計年度末に比べ385,791千円減少いたしました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間末における営業活動によるキャッシュ・フローは196,761千円の収入（前年同期は77,615千円の収入）となりました。これは主に税金等調整前中間純利益が48,984千円、未払費用の増加が254,085千円であった一方で、売上債権の減少が10,420千円、前払費用の減少が16,113千円、預り金の減少が56,004千円、法人税等の支払額が18,589千円あったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間末における投資活動によるキャッシュ・フローは144,258千円の支出（前年同期は1,272千円の支出）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が142,353千円あったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間末における財務活動によるキャッシュ・フローは450,477千円の支出（前年同期は189,954千円の収入）となりました。これは長期借入金の返済による支出が450,324千円あったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループが展開する事業の特性上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績は以下のとおりであります。

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、販売の状況につきましては、事業別に記載しております。

事業	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)	
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
ソフトウェア開発	1,076,478	17.5
システム運用管理	1,912,195	15.6
商品販売等	39,709	△51.4
データ収集等	41,514	△10.0
合計	3,069,898	13.8

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社NTTデータSMS	703,234	22.9
株式会社NTTデータフロンティア	372,173	12.1

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年8月29日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、Jトラストグローバル証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022年6月1日にJトラストグローバル証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社グループ（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報

告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次の a 又は b に該当する場合
a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は2,743,499千円となり、前連結会計年度末に比べ314,050千円減少いたしました。これは主に売掛金が36,373千円増加した一方で、現金及び預金が372,889千円減少したことによるものです。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産は453,742千円となり、前連結会計年度末に比べ250,971千円増加いたしました。これは主に建設仮勘定が141,851千円、のれんが56,496千円、繰延税金資産が105,501千円増加した一方で、前払金が59,999千円減少したことによるものです。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は1,295,143千円となり、前連結会計年度末に比べ2,044千

円減少いたしました。これは主に未払費用が261,804千円、未払法人税等が95,163千円それぞれ増加した一方で、短期借入金が300,000千円、その他が58,185千円それぞれ減少したことによるものです。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債は947,788千円となり、前連結会計年度末に比べ96,832千円減少いたしました。これは主に長期借入金が102,063千円減少したことによるものです。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は954,309千円となり、前連結会計年度末に比べ35,798千円増加いたしました。これは主に利益剰余金が37,221千円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完成	
株式会社エ ス・エム・ エス・デー タテック	本社事務所（東京 都中央区）	新本社屋 ビル	207,772	141,851	自己資金	2025年10月	2026年1月	(注) 1

- (注) 1. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
2. 当社グループでは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントの記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年2月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,600,000	1,950,000	650,000	650,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株を1単位とする。
計	2,600,000	1,950,000	650,000	650,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】
該当事項はありません。

(6) 【大株主の状況】

2025年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数 に対する 所有株式 数の割合 (%)
松原 哲朗※1	東京都世田谷区	494,000	76.00
(株)NTTデータSMS	東京都江東区豊洲3-3-9 豊洲センタービル アネックス3F	52,000	8.00
大藏 陽一※3	東京都練馬区	25,900	3.98
小野 敏明※2	東京都足立区	19,500	3.00
関根 義明※2	千葉県鎌ヶ谷市	19,500	3.00
桐 義一※2	東京都足立区	19,500	3.00
福田 政俊※2	東京都杉並区	19,500	3.00
エム・データ・ビル(株)	東京都渋谷区神宮前5-52-2	100	0.02
計	—	650,000	100.00

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
 2. 特別利害関係者等（当社の取締役）
 3. 特別利害関係者（子会社の代表取締役）

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 650,000	6,500	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	650,000	—	—
総株主の議決権	—	6,500	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6か月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものです。
 2. 2025年6月から2025年11月までの期間において、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

2025年8月29日付の発行者情報公表日以後、本中間発行者情報公表日までの役員の異動は、次のとおりであります。

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役 システム開発本部長	執行役員 システム開発本部長	福田 政俊	2025年8月29日

第6 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）の中間連結財務諸表について、RSM清和監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (2025年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,402,130	2,029,240
売掛金	547,712	584,085
仕掛品	48,426	55,221
貯蔵品	456	720
その他	58,988	74,397
貸倒引当金	△163	△166
流動資産合計	3,057,549	2,743,499
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	6,958	5,765
工具器具備品(純額)	4,531	3,968
リース資産(純額)	-	1,554
建設仮勘定	-	141,851
有形固定資産合計	※ 11,490	※ 153,139
無形固定資産		
ソフトウェア	3,289	2,768
のれん	-	56,496
無形固定資産合計	3,289	59,265
投資その他の資産		
投資有価証券	30,263	30,263
繰延税金資産	9,631	115,132
前払金	59,999	-
その他	88,096	95,941
投資その他の資産合計	187,990	241,337
固定資産合計	202,770	453,742
資産合計	3,260,320	3,197,241

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (2025年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	319,490	326,664
短期借入金	300,000	-
1年内返済予定の長期借入金	280,052	269,200
未払費用	135,241	397,045
未払法人税等	18,300	113,464
未払消費税等	67,155	70,004
その他	176,949	118,763
流動負債合計	1,297,188	1,295,143
固定負債		
長期借入金	583,042	480,979
退職給付に係る負債	354,755	351,804
役員退職慰労引当金	106,823	113,622
その他	-	1,383
固定負債合計	1,044,621	947,788
負債合計	2,341,809	2,242,932
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,500	32,500
資本剰余金	4,490	4,490
利益剰余金	847,146	884,368
株主資本合計	884,137	921,358
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	34,372	32,950
その他の包括利益累計額合計	34,372	32,950
純資産合計	918,510	954,309
負債純資産合計	3,260,320	3,197,241

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
売上高	※ 1 2,698,661	※ 1 3,069,898
売上原価	2,082,857	2,375,247
売上総利益	615,804	694,651
販売費及び一般管理費	※ 2 513,870	※ 2 642,344
営業利益	101,933	52,306
営業外収益		
受取利息	152	1,904
その他	481	343
営業外収益合計	633	2,247
営業外費用		
支払利息	2,808	5,562
その他	56	7
営業外費用合計	2,864	5,569
経常利益	99,702	48,984
税金等調整前中間純利益	99,702	48,984
法人税、住民税及び事業税	112,783	113,742
法人税等調整額	△74,787	△101,978
法人税等合計	37,996	11,763
中間純利益	61,705	37,221
親会社株主に帰属する中間純利益	61,705	37,221

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
中間純利益	61,705	37,221
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	△1,008	△1,422
その他の包括利益合計	△1,008	△1,422
中間包括利益	60,697	35,798
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	60,697	35,798

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	32,500	4,490	770,830	807,821
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純利益			61,705	61,705
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	-	-	61,705	61,705
当中間期末残高	32,500	4,490	832,536	869,527

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	25,607	25,607	833,429
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する 中間純利益			61,705
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△1,008	△1,008	△1,008
当中間期変動額合計	△1,008	△1,008	60,697
当中間期末残高	24,599	24,599	894,127

当中間連結会計期間（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	32,500	4,490	847,146	884,137
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純利益			37,221	37,221
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	-	-	37,221	37,221
当中間期末残高	32,500	4,490	884,368	921,358

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	34,372	34,372	918,510
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する 中間純利益			37,221
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△1,422	△1,422	△1,422
当中間期変動額合計	△1,422	△1,422	35,798
当中間期末残高	32,950	32,950	954,309

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	99,702	48,984
減価償却費	4,007	3,050
のれん償却額	-	6,277
貸倒引当金の増減額(△は減少)	34	2
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	6,348	6,798
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△6,127	△3,703
受取利息及び受取配当金	△152	△1,904
支払利息	2,808	5,562
売上債権の増減額(△は増加)	△69,745	△10,420
棚卸資産の増減額(△は増加)	△101,707	△7,059
仕入債務の増減額(△は減少)	18,989	△9,979
前払費用の増減額(△は増加)	△21,275	△16,113
未払消費税等の増減額(△は減少)	△30,679	710
未払費用の増減額(△は減少)	260,676	254,085
預り金の増減額(△は減少)	△52,558	△56,004
その他	6,966	△1,311
小計	117,288	218,976
利息及び配当金の受取額	152	1,904
利息の支払額	△2,858	△5,529
法人税等の支払額	△36,967	△18,589
営業活動によるキャッシュ・フロー	77,615	196,761
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	△1,800
有形固定資産の取得による支出	△1,345	△142,353
無形固定資産の取得による支出	△136	△104
貸付金の回収による収入	209	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,272	△144,258
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	300,000	-
長期借入金の返済による支出	△110,046	△450,324
リース債務の返済による支出	-	△153
財務活動によるキャッシュ・フロー	189,954	△450,477
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	266,296	△397,974
現金及び現金同等物の期首残高	1,800,986	2,402,130
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	12,183
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,067,283	※ 2,016,338

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社インディゴデータ

株式会社ZEALOT

(2) 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

株式会社インディゴデータの中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

株式会社ZEALOTの中間決算日は9月30日です。

中間連結財務諸表の作成に当たって、当該会社については中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式

時価のないもの

移動平均法による原価法

投資有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法及び定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

工具器具備品 2～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理してあります。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスルしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、顧客との取引の対価は、履行義務を充足してから通常、概ね2か月以内で受領しております。

① ソフトウェア開発・運用サービスの提供

ソフトウェア開発・運用サービスの提供では、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供しており、一定の期間にわたり充足される履行義務として、サービスが提供される時間の経過に応じて収益を認識しております。

② システム保守・運用サービス

システム保守・運用サービスでは、契約期間にわたってシステム保守・運用サービスを提供しており、一定の期間にわたり充足される履行義務として、経過期間に基づき収益を認識しております。

③ ライセンス・製品機器等の販売

ライセンス・製品機器等の販売等では、顧客への引渡後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断していることから、一時点で充足される履行義務として、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

④ 受注制作のソフトウェア開発

受注制作のソフトウェア開発では、ごく短い期間の契約であるため、代替的な取扱いを適用し、原則として完全に履行義務を充足した時点である顧客検収時点で収益を認識しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)

・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年5月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額につきましては、現時点で評価中であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (2025年11月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	89,744	92,856

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、中間連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
役員報酬	43,590	62,640
給与手当	211,324	245,398
役員退職慰労引当金繰入	6,348	6,798

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数
発行済株式				
普通株式(注)1	6,500	643,500	-	650,000
合計	6,500	643,500	-	650,000

(注) 1. 2024年8月15日開催の取締役会決議により、2024年9月10日付で普通株式1株を100株に分割するとともに、定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株式制度を採用しております。

2. 自己株式については、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数
発行済株式				
普通株式	650,000	-	-	650,000
合計	650,000	-	-	650,000

(注) 自己株式については、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
現金及び預金勘定	2,067,283	2,029,240
預入期間が3か月を超える定期預金	-	△12,901
現金及び現金同等物	2,067,283	2,016,338

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務機器「器具及び備品」であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

【注記事項】「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法③ リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年5月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	863,094	855,701	△7,392

当中間連結会計期間(2025年11月30日)

(単位：千円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	750,179	740,740	△9,438

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (2025年11月30日)
その他有価証券		
非上場株式	30,263	30,263

市場価格のない株式等は非上場株式等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）第5項に従い、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年5月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	855,701	-	855,701
負債計	-	855,701	-	855,701

当中間連結会計期間（2025年11月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	740,740	-	740,740
負債計	-	740,740	-	740,740

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2025年5月31日)

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	30,263	30,263	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	30,263	30,263	-
合計		30,263	30,263	-

当中間連結会計期間 (2025年11月30日)

(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	30,263	30,263	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	30,263	30,263	-
合計		30,263	30,263	-

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、株式会社 ZEALOT の株式取得について 2025 年 5 月 23 日開催の取締役会で決議し、2025 年 6 月 1 日付で全株式を取得し、完全子会社化しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 株式会社 ZEALOT

事業内容 アプリケーションソフトウェアの企画・開発・販売・受託開発及び保守・点検等

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社 ZEALOT (以下、「ZEALOT 社」) はクラウドサービス分野において高い専門性と豊富な実績を有しており、当社の既存事業との高い親和性を有しております。特に、両社が保有する技術・ノウハウ・顧客基盤を統合することで、サービスラインの強化および多角化による収益基盤の安定化、

両社の人材・開発リソースの最適化による効率的な運営体制の構築、新規市場への展開加速およびブランド力の強化のようなシナジーが期待されます。

また、完全子会社化により、経営方針の統一や迅速な意思決定を可能とし、グループ全体としての機動的かつ戦略的な事業展開が実現できるものと判断しております。これらの理由により、当社はZEALOT社の完全子会社化を行うことが、企業価値の向上および株主利益の最大化に資するものであると考えております。

(3) 企業結合日

2025年6月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後の企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式会社ZEALOTの株式を取得したためです。

2. 中間連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年6月1日から2025年11月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	59,999千円
取得原価		59,999千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

(1) 発生したのれん

62,773千円

なお、上記金額は当中間連結会計期間末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力により発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関する敷金が資産に計上されているため、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当中間連結会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
一時点で移転される財又はサービス(注)	222,380	185,873
一定期間にわたり移転される財又はサービス	2,476,281	2,884,025
顧客との契約から生じる収益	2,698,661	3,069,898

(注) 一時点で移転される財又はサービスの金額には、一定期間にわたり充足される履行義務で、ごく短い期間にわたり充足される履行義務に該当する金額を含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

4 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	505,729	547,712
顧客との契約から生じた債権(中間期末(期末)残高)	547,712	584,085
契約負債(期首残高)	27,170	37,229
契約負債(中間期末(期末)残高)	37,229	32,212

契約負債は、主に履行義務が充足される契約において、顧客からの前受対価に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引が無いため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社 NTT データ SMS	619,488	ソフトウェア開発、システム運用管理等の情報サービス事業
株式会社 NTT データフロンティア	373,629	ソフトウェア開発、システム運用管理等の情報サービス事業

当中間連結会計期間（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社 NTT データ SMS	703,234	ソフトウェア開発、システム運用管理等の情報サービス事業
株式会社 NTT データフロンティア	372,173	ソフトウェア開発、システム運用管理等の情報サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、情報サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
1 株当たり純資産額	1,413円09銭	1,468円17銭

1 株当たり中間純利益は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
1 株当たり中間純利益	94円93銭	57円26銭

(注) 1. 当社は2024年9月10日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益につきましては、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出してあります。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	61,705	37,221
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	61,705	37,221
普通株式の期中平均株式数 (株)	650,000	650,000

(重要な後発事象)

(株式取得による会社等の買収)

当社は、株式会社アルガの株式取得について2025年11月28日開催の取締役会で決議し、2025年12月1日付で全株式を取得し、完全子会社化しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 株式会社アルガ

事業内容 コンピュータシステムの調査、企画、設計、開発・販売及びコンサルタント業務等

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社アルガ（以下、「アルガ社」）は関西地域で豊富な実績を有しており、当社の既存事業との高い親和性を有しております。特に、両社が保有する人材・技術・ノウハウ・顧客基盤を統合することで、機動的かつ戦略的な事業展開が実現できるものと判断しております。これらの理由により、当社はアルガ社の完全子会社化を行うことが、企業価値の向上および株主利益の最大化に資するものであると考えております。

(3) 企業結合日

2025年12月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後の企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式会社アルガの株式を取得したためです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	10,000千円
取得原価		10,000千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定していません。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月27日

株式会社エス・エム・エス・データテック

取締役会御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

笈 悦生

指定社員
業務執行社員

公認会計士

市川 裕之

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エス・エム・エス・データテックの2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エス・エム・エス・データテック及び連結子会社の2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する

可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上